

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
水戸証券株式会社
代表取締役社長 小林 一彦

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、このたびの東日本大震災により被災された株主の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、折返しご返送くださるか、または議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-kosi.jp>) より、平成23年6月23日（木曜日）午後5時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室

3. 目的事項

報告事項 第66期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

次頁【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【議決権の行使についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、事業報告および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正の内容を当社ホームページ (<http://www.mito.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 電磁的方法による議決権行使のご案内

- ①インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-kosi.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、3頁に記載の〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕をご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ②インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- ③インターネットによる議決権行使は、平成23年6月23日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいませようお願い申し上げます。
- ④議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑤インターネットによつて、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑥議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は株主様のご負担となります。

以 上

[インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について]

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver. 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※MicrosoftおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 IT総会ヘルプデスク

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-707-743

午前9時から午後9時までお受けいたします（土曜日・日曜日・祝日も受付）。

以 上

事 業 報 告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、欧州の金融不安の高まりなどからドル、ユーロに対して円高が進行し、景気の先行きに警戒感が高まりました。こうした状況のもと、日銀が昨年9月に約6年半ぶりとなる円売り・ドル買い介入を実施しました。生産活動は、自動車の買い替え補助金制度が終了したことなどに伴い、昨年10月頃まで停滞しましたが、米国の追加金融緩和策や円高が一服したことなどから再び上昇傾向となりました。しかし、本年3月11日に発生した東日本大震災により、景気の先行きは予断を許さない状況となりました。

株式市場は、日経平均株価が1万1,000円台でスタートしましたが、ギリシャの財政問題が悪化したことや、一部新興国の利上げなどを受け先進国経済の回復期待が後退したことに加え、主要国が通貨安を容認する姿勢をとったことから円高が加速し、昨年10月までは軟調に推移しました。その後は、米国経済の悪化懸念が薄れ、国内景気の先行き見通しも改善したことから日本株の出遅れが修正され、2月中旬にかけて回復傾向となりました。しかし、東日本大震災発生後の3月15日の取引時間中に日経平均株価は8,227円63銭まで急落し、当事業年度末には9,755円10銭と上値の重い展開となりました。このような状況のもと、当社における株式委託売買金額は7,969億円（前期比85.5%）となりました。

債券市場は、新発10年国債利回りが1.40%で始まりましたが、ギリシャの格下げに始まる欧州の財政不安の高まりや米国のデフレ懸念などから、急激な円高が進行し、また日銀の追加金融緩和観測が強まったこともあり、8月25日には0.895%まで低下しました。その後も円高の勢いは止まらず、日銀は9月15日に円売り・ドル買いの為替介入を実施、10月5日には更なる追加金融緩和に踏み切り、10年国債利回りは一時0.820%まで低下しました。1月以降は、中東・北アフリカの政情不安から原油価格が高騰したため、欧米のインフレ懸念が強まり、また、財政赤字懸念から日本国債が格下げになったことにより長期金利が上昇し、10年国債は1.350%まで上昇しました。しかし、再び欧州の信用不安が高まったことや、東日本大震災が発生したことから、10年国債は1.145%まで低下しました。その後、期末に向けては様子見気分が強まり、1.20%台での一進一退の動きとなりました。このような状況のもと、当事業年度の債券発行市場は、普通社債が9兆9,333億円（前期比96.4%）発行されました。うち当社の引受・募集の取扱高は、4億20百万円（同80.8%）となりました。

投資信託は、世界的な株価上昇など投資環境の好転を背景に、年度後半にかけて販売額および純資産残高が回復基調となり、一時60兆円を割り込んでいた公募投信全体の純資産残高は、2月には65兆円台に達しました。販売動向の特色として、「毎月決算（分配）型ファンド」への投資家選好が一段と強まり、公募投信全体の残高の5割以上を占めるまでになりました。高い分配金が期待される通貨選択型をはじめ、なかでも高利回りの新興国債券やハイ・イールド債、国内外のREIT（リート）などを投資対象とした毎月分配型ファンドに人気が集まりました。また、年度後半には、アジアを中心とした新興国の株式などに投資するファンドの新規設定も目立ち、日本国債など国内債券を主な投資対象とした低リスク型の商品も徐々に残高を伸ばしました。当社においても、世界のREITに投資する「ラサール・グローバルREITファンド」や、高格付けの豪ドル建債券に投資する「短期豪ドル債オープン」、アジア・オセアニア地域の株式に投資する「アジア・オセアニア好配当成長株オープン」、新興国債券に投資する通貨選択シリーズ、なかでもブラジルリアルコースなどの販売が拡大しました。この他、新たな取扱商品として、主に中国のA株市場に投資する「中国A株ファンド」の販売にも注力しました。このような状況のもと、当社における期末残存元本は3,516億円（前期比110.8%）となりました。

このような状況のもと、当事業年度の業績は、営業収益が107億39百万円（前期比95.9%）、営業収益より金融費用を控除した純営業収益は106億17百万円（同96.1%）となりました。また、販売費・一般管理費は114億63百万円（同98.2%）となり、その結果、営業損失は8億45百万円（前事業年度実績 営業損失6億31百万円）、経常損失は4億87百万円（前事業年度実績 経常損失4億33百万円）、当期純損失は7億25百万円（前事業年度実績 当期純損失9億4百万円）となりました。

主な概況は次のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は、83億14百万円（前期比94.9%）となりました。

イ. 委託手数料

「委託手数料」は、46億24百万円（前期比84.2%）となりました。これは、株券委託売買金額が7,969億円（同85.5%）と減少したことにより、株式の委託手数料が46億3百万円（同84.6%）となったことによるものです。なお、債券の委託手数料は0百万円（同23.0%）、その他の委託手数料は20百万円（同41.2%）となりました。

ロ. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、15百万円（前期比7.8%）となりました。これは、株式引受高が減少したことにより、株券が12百万円（同6.6%）となったことによるものです。なお、債券は2百万円（同123.5%）となりました。

ハ. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、21億98百万円（前期比124.8%）となりました。これは、主に株式追加型投信の取扱高の増加等によるものです。なお、「その他の受入手数料」は、ファンドラップ業務に係る報酬の増加等により、14億76百万円（同112.7%）となりました。

② トレーディング損益

当事業年度のトレーディング損益は、株券等が8億11百万円（前期比74.7%）、債券・為替等が外債等の販売増により11億94百万円（同134.6%）となり、合計で20億6百万円（同101.6%）となりました。

③ 金融収支

当事業年度の金融収益は、信用取引収益や受取利息の減少等により3億51百万円（前期比89.2%）、金融費用は信用取引費用や支払利息の減少等により1億21百万円（同76.7%）で差引収支は2億30百万円（同97.5%）の利益となりました。

④ 販売費・一般管理費

当事業年度の販売費・一般管理費は、不動産関係費や減価償却費が減少したことなどにより、114億63百万円（前期比98.2%）となりました。

⑤ 特別損益

当事業年度の特別利益は、投資有価証券受贈益1億5百万円（前事業年度実績一百万円）、移転補償金78百万円（同一百万円）、金融商品取引責任準備金戻入49百万円（同24百万円）、資産除去債務戻入額6百万円（同一百万円）等となりました。また、特別損失は、災害損失引当金繰入額1億63百万円（同一百万円）、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額1億23百万円（同一百万円）、固定資産売却損36百万円（同38百万円）、減損損失51百万円（同4億90百万円）、固定資産廃棄損6百万円（同37百万円）、ゴルフ会員権償還損5百万円（同一百万円）等となり、差引1億48百万円の損失（同損失4億71百万円）となりました。

受入手数料の商品別内訳は、次のとおりであります。

| 区 分 | 第 65 期 | | 第 66 期 (当期) | |
|---------|----------------------|-------|----------------------|-------|
| | (21. 4. 1～22. 3. 31) | 構 成 比 | (22. 4. 1～23. 3. 31) | 構 成 比 |
| 株 式 | 5,674 | 64.7 | 4,656 | 56.0 |
| 債 券 | 17 | 0.2 | 14 | 0.2 |
| 受 益 証 券 | 3,011 | 34.4 | 3,626 | 43.6 |
| そ の 他 | 59 | 0.7 | 17 | 0.2 |
| 合 計 | 8,763 | 100.0 | 8,314 | 100.0 |

(2) 資金調達の状況

増資・社債の発行等による資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度は、主要な設備投資は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「第二次中期経営計画（平成22年4月～平成25年3月）」（※）を引き続き推進し、バランスの取れた構成の預り資産増大と有残口座数の増加を図り、収益構造の改善と生産性の向上による安定的な経営基盤の構築を進めることが重要な経営課題であると認識しております。

東日本大震災の影響など不透明な要因はございますが、「第二次中期経営計画」は対象期間および数値目標を変更せず、強い決意を持って計画達成のための各種アクションプランを推進し、経営課題に対処してまいります。

※ P19の7. 株式会社の状況に関する重要な事項をご参照ください。

(5) 財産および損益の状況

| 区 分 | 第63期 | 第64期 | 第65期 | 第66期 |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------|
| | (19. 4. 1～20. 3. 31) | (20. 4. 1～21. 3. 31) | (21. 4. 1～22. 3. 31) | (当 期) |
| 営 業 収 益 | 14,938 | 10,133 | 11,203 | 10,739 |
| (うち受入手数料) | (12,079) | (7,185) | (8,763) | (8,314) |
| 経 常 利 益 | 2,096 | △2,751 | △433 | △487 |
| 当 期 純 利 益 | 1,530 | △3,936 | △904 | △725 |
| 1株当たり当期純利益 | 19円04銭 | △51円10銭 | △12円19銭 | △9円79銭 |
| 総 資 産 | 61,533 | 50,906 | 54,584 | 46,106 |
| 純 資 産 | 36,619 | 29,905 | 29,154 | 27,724 |

(6) 主要な事業内容

① 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

金融商品取引所、店頭市場において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

ニ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

② 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

③ 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

④ 証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

⑤ 投資運用業務

投資運用業務は、顧客との投資一任契約に基づき、金銭その他の財産の運用とその指図を行う業務から成り立っております。

(7) 営業所の状況

所在地別内訳

本店 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

支店 茨城県 水戸・勝田・日立・千葉県 千葉・柏・館山・
土浦・つくば・佐原
石岡・取手・下館・神奈川県 横浜・秦野
かしま・守谷・栃木県 小山・足利
通信取引部 群馬県 高崎
埼玉県 川口・草加・所沢・福島県 いわき
東松山・熊谷

(8) 使用人の状況

| 区分 | 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|------|--------|-------|--------|
| 男性 | 575名 | △5名 | 42.6歳 | 17.1年 |
| 女性 | 189 | 5 | 34.6 | 11.5 |
| 計または平均 | 764 | 0 | 40.6 | 15.7 |

(注) 使用人には出向社員2名、歩合外務員11名を含んでおります。

(9) 借入先および借入額

| 借入先 | 借入金残高 |
|-----------------|-------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,500 |
| 株式会社常陽銀行 | 900 |
| 日本証券金融株式会社 | 450 |
| 株式会社東日本銀行 | 150 |
| 中央三井信託銀行株式会社 | 100 |
| 株式会社群馬銀行 | 70 |
| 株式会社筑波銀行 | 70 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 194,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 77,289,033株
- (3) 当事業年度末の株主数 8,040名（前期比173名増）
- (4) 大株主の状況

上位10名の株主の状況

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------|-------|---------|
| | 千株 | % |
| 株式会社 J B I S ホールディングス | 5,560 | 7.50 |
| 第一生命保険株式会社 | 4,083 | 5.51 |
| 小林協栄株式会社 | 3,626 | 4.89 |
| 株式会社常陽銀行 | 3,474 | 4.68 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 3,417 | 4.61 |
| 東洋証券株式会社 | 2,800 | 3.78 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 1,837 | 2.48 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,661 | 2.24 |
| 株式会社武蔵野銀行 | 1,167 | 1.57 |
| 水戸証券社員持株会 | 1,086 | 1.47 |

（注） 持株比率は、自己株式（3,133,354株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|-------------------|---------|---|---|
| 取締役社長 (代表取締役) | 小 林 一 彦 | | 東京中小企業投資育成株式会社 社外取締役 東京証券信用組合 理事 |
| 取締役副社長 (代表取締役) | 尾 坂 周 作 | 経営企画部、投資情報部、商品企画部、ダイーリング部、株式業務部、商品業務部、投資顧問部管掌 | |
| 専務取締役 | 松 延 政 利 | 監査部、コンプライアンス統括部、営業考査部、審査部管掌 | |
| 常務取締役 | 大 前 哲 也 | リスク管理部、総務部、財務部管掌 | |
| 常務取締役 | 山 本 浩 | 人事・研修部、システム統括部、事務管理部管掌 | |
| 取 締 役 | 小 橋 三 男 | 営業第一ブロック・第二ブロック、営業企画部、コンサルティング部、引受部管掌 | |
| 常勤監査役 | 原 雅 英 | | 静岡東海証券株式会社 社外監査役 虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士 税理士法人 日本橋総合会計 代表社員 |
| 常勤監査役 | 猪 狩 久 夫 | | |
| 監 査 役 | 大 野 了 一 | | |
| 監 査 役 | 尾 林 雅 夫 | | |

- (注) 1. 監査役 大野了一、尾林雅夫の両氏は「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
2. 監査役 大野了一、尾林雅夫の両氏は東京証券取引所の「有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員であります。
3. 監査役 原雅英氏は、当社の営業・企画・コンプライアンス部門等に幅広い経験と知識を有することから、猪狩久夫氏は、当社経理部門に6年在籍し実務に携わった経験があることから、また尾林雅夫氏は税理士であることから、3氏とも財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当期中に辞任又は解任された取締役および監査役はございません。

5. 当期中に新たに就任した取締役は次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 就 任 年 月 日 |
|-------|---------|----------------|
| 取 締 役 | 小 橋 三 男 | 平成22年 6 月 25 日 |

6. 当期中に新たに昇任した取締役は次のとおりであります。

| 新 職 | 旧 職 | 氏 名 | 就任年月日 |
|-------|-------|---------|---------------|
| 専務取締役 | 常務取締役 | 松 延 政 利 | 平成22年 4 月 1 日 |
| 常務取締役 | 取 締 役 | 山 本 浩 | 平成22年 4 月 1 日 |

7. 当社と他の法人等との関係

- ① 東京中小企業投資育成株式会社と当社との間に特段の関係はございません。
- ② 東京証券信用組合は、東京証券取引所、日本証券業協会および証券各社により共同で設立された、証券業域に特化した金融機関であります。
- ③ 静岡東海証券株式会社は、当社が株式等の取次契約を締結している取引所非会員金融商品取引業者であります。
- ④ 虎ノ門南法律事務所は当社が法律上の助言等に関する顧問契約を締結している弁護士の所属する法律事務所であります。
- ⑤ 税理士法人日本橋総合会計は当社が税務上の助言等に関する顧問契約を締結している法人であります。

(2) 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

| 区 分 | 取 締 役 | | 監 査 役 | | 計 | |
|---------------------------|----------|------------|----------|-----------|----------|------------|
| | 支給 人員 | 報酬等の額 | 支給 人員 | 報酬等の額 | 支給 人員 | 報酬等の額 |
| 定款または株 主総会決議に 基づく報酬 | 名 6 | 百万円 187 | 名 4 | 百万円 39 | 名 10 | 百万円 227 |

(注) 株主総会決議に基づく報酬限度枠(年額)は、取締役400百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)、監査役60百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-----|-------|---|
| 監査役 | 大野 了一 | 当事業年度開催の取締役会の約9割、監査役会のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての立場から、当社の法的問題につき発言を行っております。 |
| 監査役 | 尾林 雅夫 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会のすべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての立場から、当社の会計処理につき発言を行っております。 |

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第61回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役 大野了一氏および尾林雅夫氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定するため、当社と社外監査役が締結している責任限定契約の内容は、金5百万円と、報酬その他監査役としての職務執行の対価として当社から受けまたは受けるべき財産上の利益の額の事業年度毎の合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額、のいずれか高い額であります。

(3) 社外役員の報酬等の総額

| | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------|-----|-----------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 2名 | 7百万円 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 34百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正性を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について次のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を行うものとする。

【取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規則に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。
- ② 当社は、「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、代表取締役社長がその趣旨を繰り返し役職員に伝えることにより、法令および社会規範の遵守に努める。

- ③ 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、全社レベルのコンプライアンス体制の強化を推進するとともに、その活動内容は定期的取締役会および監査役に報告されるものとする。
- ④ 当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、原則として代表取締役から内部管理を担当する内部管理統括責任者を選任する。
- ⑤ 当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、社内および社外の通報制度（ホットライン）を設ける。
- ⑥ 執行役員および使用人は、法令および金融商品取引所・協会規則等に基づく「勧誘方針」ならびに「就業規則」、「従業員サービス規則」等の社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努めるとともに、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。
- ⑦ 当社は、コンプライアンス体制の強化・充実を推進するために、各業務執行部門においては、金融商品取引業者等検査マニュアルに基づく定期的な自己検証を実施する。
- ⑧ 当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会および監査役に適宜報告する。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。
- ⑩ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款および取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、文書により作成し関連資料とともに保存する。
- ② 文書は、社内規則に定める期間保存することとし、常時、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧・謄写できるように管理する。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署ならびに当該リスク算定を検証・統括する部署を設置し、リスク管理の状況について代表取締役および取締役会、監査役に定期的に報告する。
- ② 上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとともに、リスクを統合的に管理する部署がリスクの現状について分析し、取締役会および監査役に定期的に報告する。
- ③ 内部監査部門（監査部）は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長および監査役に報告する。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議および内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行および内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- ② 執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- ③ 定款および社内諸規則に基づく意思決定および「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- ④ 年度計画および中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の目標と予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項】

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査役会と意見を交換し、監査部に必要な使用人を配置する。
- ② 前号の監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するために、当該使用人の異動・評価・懲戒処分については、監査役会の同意を必要とする。

【取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制】

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならない。
- ② 監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役・執行役員および使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針および監査計画ならびに監査実施状況および結果について適宜説明することとする。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うこととする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を制定し公表している。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

- ① 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保する。
- ② 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士および日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行わない。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

- ① 当社は、「倫理規程」ならびに「行動規範」を制定し、両規程に定める「社会秩序の維持と社会的貢献の実践」の実効性確保を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定するとともに、当社のコンプライアンス委員会の下に「反社会的勢力対応専門部会」を設置している。
- ② 社内体制の整備状況
 - イ. 対応統括部署
統括部署：コンプライアンス統括部
責任者：(本社)コンプライアンス統括部長
(支店)主に内部管理責任者
 - ロ. 外部の専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係の構築を図っている。
 - ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
反社会的勢力の情報を集約し、データベースの構築を行っている。
 - ニ. 社内規則の整備
「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」ならびに「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、次のとおり実務面での対応方針、具体的な対応方法を周知徹底している。
 - ・営業路店窓口での新規口座開設手続き時のフィルタリング実施、新規口座開設チェックリストの作成
 - ・新規顧客に対しては、あらかじめ、反社会的勢力でない旨の確約を受領
 - ・既存顧客が反社会的勢力等と判明した場合には、当該取引関係の可及的速やかな解消
 - ・約款・規程集に反社会的勢力排除条項を記載
 - ・反社会的勢力への対応について、「基本方針」を店頭・HPで告知
 - ・疑わしき取引の届出制度（マネーロンダリング防止対策の一環）の活用
 - ホ. 研修活動の整備
当局等が開催する不当要求防止責任者講習・研修会等に参加し、反社会的勢力からの不当要求への対応方法等について従業員に対する指導を行う。
統括部署（コンプライアンス統括部）は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領および反社会的勢力に関する情報の管理要領等について社内研修を実施する。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

当社は株式市況等の動向に左右されない安定的経営基盤作りを目指し、平成22年4月から平成25年3月を計画期間とする「第二次中期経営計画」を策定しております。

「第二次中期経営計画」においては、以下の数値目標を掲げております。

| 項目 | 中期経営計画（平成25年3月） |
|---------------|-----------------|
| 預り資産純増額 | 2,500億円 |
| 有残口座数純増数 | 16,500口座 |
| 販管費カバー率（期中平均） | 40% |

期末実績は以下のようになっております。

| 項目 | 平成22年3月末 | 平成23年3月末 |
|---------------|-----------|-----------|
| 預り資産 | 8,984億円 | 8,786億円 |
| 有残口座数 | 141,368口座 | 141,030口座 |
| 販管費カバー率（期中平均） | 28% | 32% |

※販管費カバー率(%) = (受入手数料 - 株式委託手数料) ÷ 販管費

（第二次中期経営計画の概要）

① 基本的な考え方

- イ. お客様の資産運用ニーズに資するために、リテールに注力する
- ロ. 収入構造の改善と生産性の向上により安定した経営基盤を構築する
- ハ. プロフェッショナルな人材を育成する

② 目標と戦略

- イ. 品質の向上
 - a 商品・サービスの充実
 - b 取引チャネルの強化
 - c 業務品質の向上・効果的な内部管理
- ロ. 収益力の向上
 - a 営業基盤の拡大と収入構造改善
 - b 顧客戦略の強化
 - c 生産性の向上（業務効率化）
- ハ. 人材の向上
 - a 社員満足度の向上
 - b 戦略的な配置・育成
 - c 人事制度改革

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 ・ 純 資 産 の 部 | |
|-------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流動資産 | 36,577 | 流動負債 | 15,046 |
| 現金・預金 | 10,396 | トレーディング商品 | 9 |
| 預託金 | 9,200 | 商品有価証券等 | 9 |
| トレーディング商品 | 3,226 | 約定見返勘定 | 22 |
| 商品有価証券等 | 3,226 | 信用取引負債 | 985 |
| 信用取引資産 | 12,267 | 信用取引借入金 | 208 |
| 信用取引貸付金 | 11,512 | 信用取引貸証券受入金 | 777 |
| 信用取引借証券担保金 | 754 | 預り金 | 8,242 |
| 立替金 | 2 | 受入保証金 | 1,348 |
| 募集等払込金 | 1,009 | 短期借入金 | 3,240 |
| 短期貸付金 | 21 | 前受収益 | 2 |
| 前払費用 | 57 | リース債 | 0 |
| 未収入金 | 41 | 未払金 | 86 |
| 未収法人税 | 12 | 未払費用 | 422 |
| 未収収益 | 331 | 未払法人税等 | 51 |
| その他の流動資産 | 10 | 賞与引当金 | 469 |
| 固定資産 | 9,528 | 災害損失引当金 | 163 |
| 有形固定資産 | 4,130 | その他の流動負債 | 2 |
| 建物 | 2,356 | 固定負債 | 3,260 |
| 器具備品 | 376 | 長期未払金 | 357 |
| 土地 | 1,382 | リース債 | 0 |
| リース資産 | 1 | 繰延税金負債 | 96 |
| その他の他 | 14 | 退職給付引当金 | 2,450 |
| 無形固定資産 | 461 | 資産除去債務 | 306 |
| 電話加入権 | 51 | その他の固定負債 | 50 |
| ソフトウェア | 397 | 特別法上の準備金 | 74 |
| その他 | 12 | 金融商品取引責任準備金 | 74 |
| 投資その他の資産 | 4,936 | 負債合計 | 18,381 |
| 投資有価証券 | 3,704 | (純資産の部) | |
| 出資 | 5 | 株主資本 | 27,804 |
| 長期貸付金 | 58 | 資本金 | 12,272 |
| 長期差入保証金 | 880 | 資本剰余金 | 8,637 |
| 長期前払費用 | 3 | 資本準備金 | 4,294 |
| 保険積立金 | 271 | その他資本剰余金 | 4,342 |
| その他 | 29 | 利益剰余金 | 7,904 |
| 貸倒引当金 | △18 | その他利益剰余金 | 7,904 |
| | | 別途積立金 | 8,247 |
| | | 繰越利益剰余金 | △342 |
| | | 自己株式 | △1,009 |
| | | 評価・換算差額等 | △80 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △80 |
| | | 純資産合計 | 27,724 |
| 資産合計 | 46,106 | 負債・純資産合計 | 46,106 |

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|----------------------------|-------|--------|
| 営業収益 | | 10,739 |
| 受入手数料 | | 8,314 |
| 委託手数料 | 4,624 | |
| 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料 | 15 | |
| 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料 | 2,198 | |
| その他の受入手数料 | 1,476 | |
| トレーディング損益 | | 2,006 |
| 金融取引収益 | | 351 |
| 信用取引収益 | 254 | |
| 有価証券貸借取引収益 | 0 | |
| 受取配当金 | 45 | |
| 受取債券利息 | 36 | |
| 受取利 | 15 | |
| その他の金融収益 | 0 | |
| その他営業収益 | | 67 |
| 金融費用 | 71 | 121 |
| 信用取引費用 | 0 | |
| 有価証券貸借取引費用 | 49 | |
| 支那の | 0 | |
| 純営業収益 | | 10,617 |
| 販売費・一般管理費 | | 11,463 |
| 営業損失 | | 845 |
| 営業外収益 | | 401 |
| 受雑収入 | 83 | |
| 配当金 | 318 | |
| 営業外費用 | | 44 |
| 雑損 | 44 | |
| 経常損失 | | 487 |
| 特別利益 | | 239 |
| 金融商品取引責任準備金戻入 | 49 | |
| 投資有価証券受贈益 | 105 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 0 | |
| 移転補償金 | 78 | |
| 資産除去債務戻入額 | 6 | |
| 特別損失 | | 387 |
| 災害損失 | 163 | |
| 固定資産売却損失 | 36 | |
| 固定資産損 | 51 | |
| 固定資産廃棄損 | 6 | |
| ゴルフ会員権償還損 | 5 | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 123 | |
| その他 | 1 | |
| 税引前当期純損失 | | 636 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 23 | |
| 法人税等調整額 | 65 | 89 |
| 当期純損失 | | 725 |

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 | 目 | 金 額 |
|----------|---|--------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | | 12,272 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | — |
| 当期末残高 | | 12,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | | 4,294 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | — |
| 当期末残高 | | 4,294 |
| 其他資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | | 4,342 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | | △0 |
| 当期変動額合計 | | △0 |
| 当期末残高 | | 4,342 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | | 8,637 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | | △0 |
| 当期変動額合計 | | △0 |
| 当期末残高 | | 8,637 |
| 利益剰余金 | | |
| 其他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | | 11,247 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の取崩 | | △3,000 |
| 当期変動額合計 | | △3,000 |
| 当期末残高 | | 8,247 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | | △2,431 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の取崩 | | 3,000 |
| 剰余金の配当 | | △185 |
| 当期純損失 | | △725 |
| 当期変動額合計 | | 2,088 |
| 当期末残高 | | △342 |

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|--------|
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 8,815 |
| 当期変動額 | |
| 別途積立金の取崩 | — |
| 剰余金の配当 | △185 |
| 当期純損失 | △725 |
| 当期変動額合計 | △911 |
| 当期末残高 | 7,904 |
| 自己株式 | |
| 前期末残高 | △1,008 |
| 当期変動額 | |
| 自己株式の取得 | △1 |
| 自己株式の処分 | 0 |
| 当期変動額合計 | △1 |
| 当期末残高 | △1,009 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 28,717 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △185 |
| 当期純損失 | △725 |
| 自己株式の取得 | △1 |
| 自己株式の処分 | 0 |
| 当期変動額合計 | △912 |
| 当期末残高 | 27,804 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 436 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △516 |
| 当期変動額合計 | △516 |
| 当期末残高 | △80 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 436 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △516 |
| 当期変動額合計 | △516 |
| 当期末残高 | △80 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 29,154 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △185 |
| 当期純損失 | △725 |
| 自己株式の取得 | △1 |
| 自己株式の処分 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △516 |
| 当期変動額合計 | △1,429 |
| 当期末残高 | 27,724 |

注 記 事 項

1. 当社の計算書類は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）ならびに「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

(1) トレーディング商品（売買目的有価証券）

①目的と範囲

自己の計算に基づき、時価の変動または市場間の格差等を利用して利益を得ること、およびそれらの取引により生じ得る損失を減少させることを目的としております。その範囲は、有価証券、有価証券に準ずる商品、デリバティブ取引等であります。

②評価基準および評価方法

時価法を採用するとともに約定基準で計上し、売却原価は移動平均法によっております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

②時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|-------|
| 建 物 | 3～50年 |
| 器具・備品 | 3～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 災害損失引当金
災害資産の原状回復費用等の支出に備えるため、その見込額を計上しております。

4. 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理方法は、税抜方式により処理しております。

6. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業損失、経常損失がそれぞれ11百万円、税引前当期純損失が144百万円増加しております。

[追加情報]

(税効果会計)

その他有価証券評価差額および資産除去債務に対応して資産計上した除去費用に係る繰延税金負債を計上しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：百万円)

| 担保権によって担保されている債務 | | 担保に供している資産 | | | | |
|------------------|--------|------------|-------|-------|--------|-------|
| 内 容 | 対応債務残高 | トレーディング商品 | 建 物 | 土 地 | 投資有価証券 | 合 計 |
| 信用取引借入金 | 208 | — | — | — | 14 | 14 |
| 短期借入金 | 2,990 | 1,011 | 1,736 | 1,288 | 2,067 | 6,105 |
| 金融機関借入金 | 2,540 | 1,011 | 1,736 | 1,288 | 2,037 | 6,075 |
| 証券金融会社借入金 | 450 | — | — | — | 30 | 30 |
| 計 | 3,198 | 1,011 | 1,736 | 1,288 | 2,082 | 6,119 |

(注) 上記以外に担保等として差入れている資産は次のとおりであります。

- (1) 信用取引借入金の担保として、信用取引受入保証金代用有価証券511百万円、自己融資見返株券1,303百万円、および信用取引の本担保証券782百万円を差入れております。
- (2) 金融商品取引所への長期差入保証金代用有価証券として、投資有価証券78百万円を差入れております。
- (3) 先物取引証拠金等の代用（顧客の直接預託に係るものを除く）として、投資有価証券822百万円、および自己融資見返株券341百万円を差入れております。
- (4) 信用取引貸証券764百万円

| | |
|--------------------|-----------|
| 2. 担保等として受け入れた有価証券 | |
| 信用取引貸付金の本担保証券 | 10,119百万円 |
| 信用取引借証券 | 1,300 |
| 受入保証金代用有価証券 | 15,630 |
| 信用取引受入保証金代用 | 15,312 |
| 先物取引受入証拠金代用 | 317 |
| その他の受入保証金代用 | 0 |
| 計 | 27,050 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,295百万円 |

[損益計算書に関する注記]
該当事項はありません。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 77,289,033株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 3,133,354株
3. 剰余金の配当に関する事項
当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 185 | 2.5 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 |

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|---------------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 222 | 3 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月27日 |

(注) 1株当たり配当額3円のうち0.5円は創業90周年記念配当であります。

4. 自己株式および発行済株式に関する事項
重要な増減はありません。

[減損損失に関する注記]

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失(百万円) |
|--------|------|-----------|-----------|
| 茨城県守谷市 | 営業店舗 | 建物および器具備品 | 13 |
| 埼玉県熊谷市 | 営業店舗 | 建物および器具備品 | 10 |
| 千葉県千葉市 | 営業店舗 | 建物および器具備品 | 12 |
| 茨城県稲敷市 | 遊休資産 | 土地 | 15 |

当社は、営業店舗については各営業店舗ごとに、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

当該営業店舗については、営業活動から生じる損益が悪化していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フロー見込がマイナスであるため零としております。

当該遊休資産については、帳簿価額に対して市場価格が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額に基づいた時価を適用しております。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産 (単位：百万円)

| | |
|---------------|------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 190 |
| その他 | 68 |
| 繰延税金資産小計 | 259 |
| 評価性引当額 | △259 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | — |

(2) 固定資産

| | |
|-----------------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 減価償却費 | 45 |
| 退職給付費用 | 997 |
| 繰越欠損金 | 1,940 |
| 未払役員退職慰労金 | 145 |
| ゴルフ会員権評価損 | 35 |
| 金融商品取引責任準備金 | 30 |
| 投資有価証券評価損 | 768 |
| 減損損失 | 193 |
| 資産除去債務 | 124 |
| その他 | 7 |
| 繰延税金資産小計 | 4,288 |
| 評価性引当額 | △4,288 |
| 差引 | — |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △30 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △65 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △96 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳

(単位：%)

| | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率 | 40.7 |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | △3.4 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 3.7 |
| 住民税均等割 | △3.7 |
| 評価性引当額の増減 | △51.4 |
| その他 | △0.0 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △14.1 |

[退職給付に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金制度として、退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

| | |
|----------------------|--------|
| イ. 退職給付債務 | △2,503 |
| ロ. 年金資産 | — |
| ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ） | △2,503 |
| ニ. 未認識数理計算上の差異 | △78 |
| ホ. 未認識過去勤務債務 | 132 |
| ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ） | △2,450 |
| ト. 前払年金費用 | — |
| チ. 退職給付引当金（ヘート） | △2,450 |

3. 退職給付費用に関する事項（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

| | |
|------------------------|-----|
| イ. 勤務費用 | 118 |
| ロ. 利息費用 | 49 |
| ハ. 期待運用収益 | — |
| ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 31 |
| ホ. 過去勤務債務の費用処理額 | 20 |
| ヘ. 確定拠出年金への掛金支払額 | 116 |
| ト. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ） | 336 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

| | |
|-------------------|--|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 2.0% |
| ハ. 期待運用収益率 | — |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。） |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | 10年（各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。） |

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

| | |
|---------------------------------|--------|
| 1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額 | 124百万円 |
| 2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 | 99百万円 |
| 3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 | 29百万円 |

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買、売買の取次ぎ、引受・売出し・募集および売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

金融資産の主なものには現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産があります。現金・預金は運転資金であります。余剰時には信用取引の自己融資に振り向けております。預託金は金融商品取引法に基づく顧客資産の信託額であります。トレーディング商品は収益確保のための純投資等であります。投資有価証券は主に政策投資株式であります。これは、経営会議または取締役会において投資あるいは売却につき審議しております。信用取引資産については、顧客の信用取引における買建金額および売建金額の証券金融申込金額であります。売建てについては、すべて証券金融会社からの借株によっております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、トレーディング商品、信用取引負債、受入保証金があります。借入金については、資金需要に応じて増減させることを基本としておりますが、資金余剰時においても、緊急時の対応や金融機関との良好な関係を保つため、最低限の借入は維持しております。また借入実績のない金融機関に対しても借入枠を確保するよう努めております。預り金については、主に顧客との取引に伴い発生する一時的な口座残金であります。トレーディング商品については、収益確保のための純投資等であります。信用取引負債については、顧客の売建金額および証券金融会社から融資されている買建金額であります。証券金融会社から融資されている金額については、極力自己資金との差替え（自己融資）を実施し、支払利息の削減に努めております。受入保証金については、顧客の信用取引や先物取引に伴い受入れている担保金であります。デリバティブ取引については、リスク管理部門の監視のもと、収益確保のため、主に株価指数先物取引を行っております。

(2) 金融商品の内容およびリスクならびにリスク管理体制

金融資産の主なものは現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産があります。現金には、紛失・盗難リスクがありますが、顧客との決済を振込みに限定し、必要最小限の残高にとどめております。預金については、国内預金はペイオフへの対応として当座預金および普通預金（決済性預金）のみとしております。外貨預金については、金融機関の信用リスクおよび為替変動リスクがありますが、有価証券の決済資金のみの取引に限定しております。預託金は、その内容が顧客分別信託ですが、信用力の高い金融機関に信託しております。トレーディング商品は、主に国内株式や国内外の国債等であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク等がありますが、保有額を自社で設定した限度枠内にとどめることで管理しております。投資有価証券は、主に国内の上場・非上場の政策投資株式であり、価格変動リスク、信用リスクがありますが、その運用について経営会議や取締役会において慎重に検討しております。信用取引資産については、顧客に対する与信金額の貸倒れリスクがありますが、顧客管理に関する社内ルールで定めた委託保証金率に基づいて担保を受け入れ、日々、営業部店および本社管理部門にて与信管理を行っております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、トレーディング商品、信用取引負債、受入保証金があります。借入金については金利変動リスクがありますが、主に短期の借入れとすることによりリスクを抑制しております。また、資金の調達ができなくなる流動性リスクについては、借入枠の確保や自己融資から信用取引借入金へ振り向けることにより対応しております。預り金については、リスクはありません。トレーディング商品は、

主に国内株式となっており、価格変動リスクがありますが、市場リスクを自社で設定した限度枠内にとどめることで管理しております。信用取引負債および受入保証金については、リスクはありません。

デリバティブ取引については、主に株価指数先物取引と外債の販売に伴う為替予約取引となっており、価格変動リスク、為替変動リスク等がありますが、保有額を自社で設定した限度枠内にとどめることで管理しております。

トレーディング商品およびデリバティブ取引については、リスク管理部において日々監視および検証を行い、その結果を代表取締役等に報告しております。また、市場リスクの限度枠を必要に応じて四半期ごとに見直しております。

(市場リスクに関する定量的分析)

当社は、市場リスクに関して定量的分析を行っておりません。

なお、金利変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は商品有価証券に分類される債券ですが、その他のすべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が10ベーシスポイント（0.1%）低ければ、その時価は6百万円増加し、反対に、金利が10ベーシスポイント（0.1%）高ければ、6百万円減少するものと考えられます。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金・預金 | 10,396 | 10,396 | — |
| (2) 預託金 | 9,200 | 9,200 | — |
| (3) 商品有価証券等および投資有価証券 | 6,260 | 6,260 | — |
| ① 売買目的有価証券 | 3,226 | 3,226 | — |
| ② その他有価証券 | 3,033 | 3,033 | — |
| (4) 信用取引資産 | 12,267 | 12,267 | — |
| ① 信用取引貸付金 | 11,512 | 11,512 | — |
| ② 信用取引借証券担保金 | 754 | 754 | — |
| (5) 募集等払込金 | 1,009 | 1,009 | — |
| 資産計 | 39,133 | 39,133 | — |
| (1) 短期借入金 | 3,240 | 3,240 | — |
| (2) 預り金 | 8,242 | 8,242 | — |
| (3) 信用取引負債 | 985 | 985 | — |
| ① 信用取引借入金 | 208 | 208 | — |
| ② 信用取引貸証券受入金 | 777 | 777 | — |
| (4) 受入保証金 | 1,348 | 1,348 | — |
| 負債計 | 13,815 | 13,815 | — |
| デリバティブ取引(※) | | | |
| ① ヘッジ会計が適用されていないもの | 1 | 1 | — |
| ② ヘッジ会計が適用されているもの | — | — | — |
| デリバティブ取引計 | 1 | 1 | — |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しておりますが、合計で正味の債務となるものではありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 信用取引資産、(5) 募集等払込金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等および投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または金融機関が提示している価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

① トレーディングに係るもの (商品有価証券等 (売買目的有価証券))

| 種類 | 資産 | |
|-----|------------------------|----|
| | 当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円) | |
| 債券 | | 60 |
| その他 | | 0 |

② トレーディングに係るもの以外

イ. その他有価証券 (株式)

| 種類 | 取得原価 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|---------------|-------------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 386 | 947 | 561 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 2,696 | 2,085 | △610 |
| 合計 | 3,083 | 3,033 | △49 |

ロ. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (株式)

| 売却額(百万円) | 売却益の合計(百万円) | 売却損の合計(百万円) |
|----------|-------------|-------------|
| 3 | 0 | 10 |

負債

(1) 短期借入金、(2) 預り金、(3) 信用取引負債、(4) 受入保証金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引（通貨関連）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|---------------|----------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル | 25 | — | 25 | △0 |
| | 豪ドル | 28 | — | 27 | 0 |
| | 南アフリカランド | 12 | — | 11 | 1 |
| | 買建 | | | | |
| | 豪ドル | 2 | — | 2 | △0 |
| | 合計 | 69 | — | 68 | 1 |

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、貸借対照表日の先物為替相場によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、前表「資産(3) ②その他有価証券」には含まれておりません。

| 区分 | 貸借対照表計上額(百万円) |
|-----------------|---------------|
| ①非上場株式(※1) | 528 |
| ②投資事業有限責任組合(※2) | 142 |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内(百万円) | 1年超(百万円) |
|--------|-----------|----------|
| 現金・預金 | 10,396 | — |
| 預託金 | 9,200 | — |
| 信用取引資産 | 12,267 | — |
| 募集等払込金 | 1,009 | — |
| 合計 | 32,873 | — |

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内(百万円) | 1年超(百万円) |
|---------|-----------|----------|
| 短期借入金 | 3,240 | — |
| 信用取引借入金 | 208 | — |
| 合計 | 3,448 | — |

[資産除去債務に関する注記]

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の営業店舗には、自社物件と賃借物件のものがあり、自社物件については解体工事のうち建設リサイクル法に係る支出部分、賃借物件については退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は18年から50年と見積り、割引率は国債の利回りを基に1.8%から2.2%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---------------------|---------------|
| 期首残高(注) | 278百万円 |
| 営業店舗の不動産賃貸借契約に伴う増加額 | 27百万円 |
| 時の経過による調整額 | 6百万円 |
| 資産除去債務の戻入による減少額 | <u>△6百万円</u> |
| 期末残高 | <u>306百万円</u> |

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

[1株当たり情報に関する注記]

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 373円87銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 9円79銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

水戸証券株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈尾 光 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 佐知子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水戸証券株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、継続的な改善が図られていると認められ、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等からは重要な欠陥に該当する不備事項が存在しない旨及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからは重要な欠陥は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月9日

| | | | | |
|----------|------|---|---|---|
| 水戸証券株式会社 | 監査役会 | | | |
| 常勤監査役 | 原 | 雅 | 英 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 猪 | 狩 | 久 | ㊟ |
| 社外監査役 | 大 | 野 | 了 | ㊟ |
| 社外監査役 | 尾 | 林 | 雅 | ㊟ |

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社の配当政策は、財務体質の強化と今後の事業展開に備え内部留保の充実に努めるとともに、安定的かつ継続的な配当を維持することを勘案しつつ、業績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。当期の配当金につきましては、平成23年4月1日に創立90周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金3円（うち、普通配当2.5円・記念配当0.5円）
 総額222,467,037円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
 平成23年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり別途積立金で繰越利益剰余金を欠損補填するものであります。

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
 別途積立金 1,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
 繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役 尾坂周作、松延政利、大前哲也の3氏の任期が満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|--|------------|
| 1 | 尾坂周作 (昭和24年9月26日生) | 昭和48年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほコーポレート銀行) 入行 平成14年4月 みずほ信託銀行(株)執行役員 平成15年6月 当社入社 常務取締役総合企画室、財務部担当 平成16年6月 常務取締役法人本部長兼総合企画室担当兼引受部管掌 平成17年4月 兼引受審査室管掌 平成17年6月 常務取締役法人本部、秘書室、総合企画室、リスク管理統括室、引受部管掌 平成19年6月 専務取締役商品本部、投資情報部、調査部、秘書室、総合企画室管掌 平成19年10月 兼内部統制推進室管掌 平成21年4月 専務取締役商品本部、総合企画室、投資情報部、投資顧問部管掌 平成21年6月 代表取締役副社長商品本部、総合企画室、投資情報部、投資顧問部管掌 平成22年4月 代表取締役副社長経営企画部、投資情報部、商品企画部、ダイーリング部、株式業務部、商品業務部、投資顧問部管掌 現在に至る | 31,947株 |
| 2 | 大前哲也 (昭和28年1月7日生) | 昭和52年4月 第一生命保険相互会社(現 第一生命保険(株)) 入社 平成10年4月 同社事業企画室部長 平成13年4月 同社東京法人営業第六部長 平成18年4月 当社入社 平成18年6月 常務執行役員法人本部長 平成19年3月 兼引受部担当 平成19年6月 取締役 平成20年4月 取締役監査部、内部統制推進室、リスク管理統括室管掌 平成20年6月 常務取締役 平成21年2月 常務取締役監査部、リスク管理部管掌 平成21年6月 常務取締役コンプライアンス本部、引受審査室管掌 平成22年4月 常務取締役リスク管理部、総務部、財務部管掌 現在に至る | 11,251株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、重要な兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 | 所有する当社 株 式 の 数 |
|-----------|-------------------------|--|-------------------|
| 3 | 志 賀 功 一 (昭和27年7月9日生) | 昭和51年4月 当社入社 平成2年2月 大森支店長 平成12年3月 本店業務部長 平成14年6月 本店営業部長 平成16年6月 取締役 平成17年6月 常務執行役員水戸支店長 平成20年4月 常務執行役員営業本部長兼同業 業務室長 平成21年4月 常務執行役員商品本部長兼投資 情報部担当 平成22年4月 常務執行役員投資情報部、商品 企画部、ディーリング部、株式 業務部、商品企画部担当 平成23年4月 常務執行役員監査部担当 現在に至る | 25,604株 |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 原 雅英氏の任期が満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況 お よ び 当 社 に お け る 地 位 | 所有する当社 株 式 の 数 |
|--|--|-------------------|
| <p>松 延 政 利 (昭 和 26 年 11 月 9 日 生)</p> | <p>昭和49年4月 当社入社 平成4年6月 蒲田支店長 平成5年6月 千葉支店長 平成7年5月 小山支店長 平成9年6月 本店営業部長 平成12年3月 営業第一ブロック長 平成14年6月 取締役水戸支店長 平成17年6月 常務執行役員営業本部長 平成19年3月 兼同業業務室長 平成19年6月 取締役 平成20年4月 取締役営業本部、法人本部、引受部管掌 平成20年6月 常務取締役 平成21年4月 常務取締役営業本部長、市場営業部、引受部管掌 平成22年4月 専務取締役監査部、コンプライアンス統括部、営業考査部、審査部管掌 現在に至る</p> | <p>39,397株</p> |

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況 および当社における地位 | 所有する当社 株式の数 |
|-----------------------|--|----------------|
| 羽石龍司 (昭和17年9月28日生) | 昭和41年4月 大正海上火災保険(株) (現 MS&AD ホールディングス(株)) 入社 平成6年6月 三井海上火災保険(株) (現 MS&AD ホールディングス(株)) 融資部長 平成9年4月 三井海上投資顧問(株)取締役 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント (株)顧問 平成15年3月 同社 退職 平成16年4月 東京簡易裁判所民事調停委員 平成18年6月 当社補欠監査役 現在に至る | 0株 |

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 羽石龍司氏は補欠の社外監査役候補者であり、監査役 大野了一氏および尾林雅夫氏の補欠として選任をお願いするものであります。
 3. 羽石龍司氏は、損害保険会社において長年金融業務を担当されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 4. 候補者が監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項が定める限度額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
 (P13の4. 社外役員に関する事項(2) 責任限定契約に関する事項をご参照ください。)

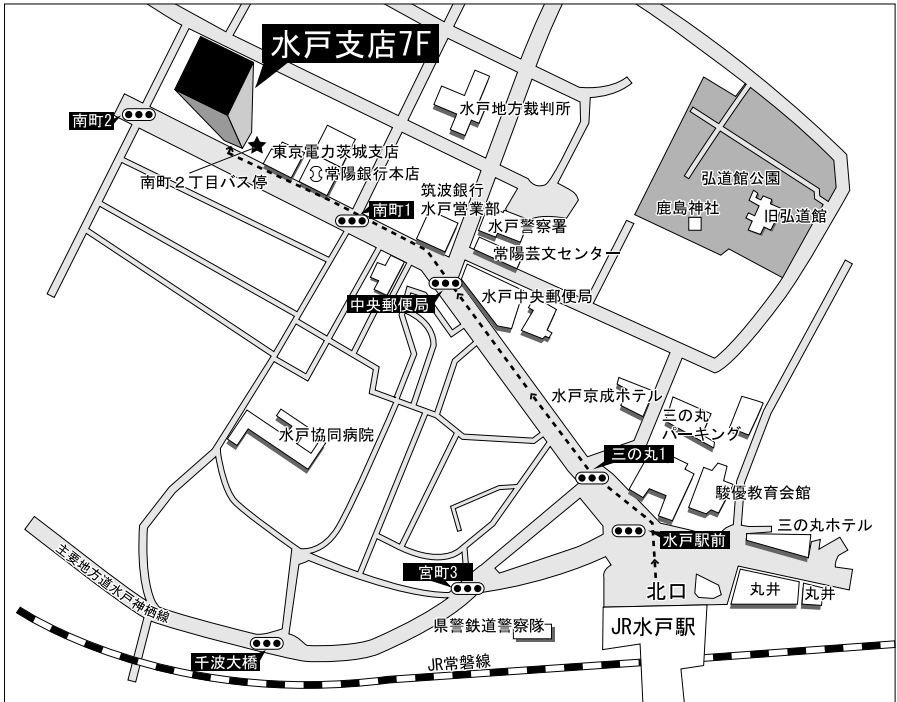
以上

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場 茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室
電話 (03)6739-0310(大代表)



最寄駅 JR水戸駅下車北口より徒歩約15分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。